

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
人事院ネットワークモバイル端末に係る設定役務	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 井上 勉 東京都千代田区霞が関1-2-3	令和3年1月8日	日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	9010001045803	会計法第29条の3第4項  新規調達したモバイル端末について、稼働中のサーバ側での設定変更等の作業が必要となる場合、当該業務を遂行できるのは現行システムの契約業者以外困難な状況にあることから、当該業者との随意契約としたもの。 (競争に付することが不利と認められる場合)	※	1,914,000円	※	
人事院ネットワーク業務データの遠隔地サイト保管の整備	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 井上 勉 東京都千代田区霞が関1-2-3	令和3年1月8日	日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	9010001045803	会計法第29条の3第4項  災害発生時に備え業務データの遠隔地サイトでの保管を行うためには、現契約業者以外の事業者は、ネットワーク構成や本件作業に伴う他のサービスへの影響等についての情報は一切持ち合わせていないことから、現契約業者の協力なしに本件作業を行うことは事実上不可能であり、また、本件作業に伴い障害等が発生した場合の責任も負いかねる状況にあることから、当該業者との随意契約としたもの。 (競争に付することが不利と認められる場合)	※	7,700,000円	※	
人事院ネットワークシステムファイアウォールの設定変更	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 井上 勉 東京都千代田区霞が関1-2-3	令和3年1月12日	日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	9010001045803	会計法第29条の3第4項  Web 会議ネットワークの実証事業に対応してWeb 会議用回線を人事院ネットワークで利用できるようにするためには、ネットワークの中核の設定作業が必要となる場合、現契約業者以外の事業者は、ネットワーク構成や本件作業に伴う他のサービスへの影響等についての情報は一切持ち合わせていないことから、現契約業者の協力なしに本件作業を行うことは事実上不可能であり、また、本件作業に伴い障害等が発生した場合の責任も負いかねる状況にあることから、当該業者との随意契約としたもの。 (競争に付することが不利と認められる場合)	※	3,877,500円	※	

※同種の他の契約の予定価格が類推されるおそれがあるため公表しない。